

諮詢庁：金融庁長官

諮詢日：平成30年7月6日（平成30年（行個）諮詢第118号）

答申日：平成31年3月28日（平成30年度（行個）答申第221号）

事件名：本人に係る「特定日付行政文書開示請求取下げに係る事務連絡文書」
の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年7月21日付 平成28年6月22日付行政文書開示請求書取下げに係る事務連絡文書」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年3月29日付け金総第2215号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（その内容は別紙のとおり。）のとおりに訂正を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

（前略）

文書の偽造・ねつ造を認めた上で、消去するように申し立てます。

本文書は、送ってきていない文書を偽造・ねつ造して、開示したものである。

「保有している情報は同一である」「保有している情報」と「開示している情報」が同一であることが法の前提にある。

法令等遵守は、「過去に遡って、記録の改ざんはできない」ことで担保されている。

行政庁には、法令等遵守義務がある。

過去に遡り文書の改ざん、偽造・ねつ造をすることは違法である。

公文書管理法と、情報公開法が、法の効力を失うことになる。法の信頼を根底から失う犯罪である。

送ってきていない文書を、偽造・ねつ造することは認めることはできない。

(中略)

不作為の審査請求書に対して、ねつ造した取下書を基に却下している。取下書を送ったと報告した職員がいる。

誰が作成したのか、誰が送ってきたのか、分からぬが、取下書を送った情報だけがある。

行政行為に重大かつ明確な瑕疵がある。

私が「平成28年7月21日付 取下書を送ってきていない」と申し立てをしていることに対して、反論することは認めることはできない。

(後略)

(2) 意見書

(前略)

金融庁は、文書を送ってきてないので、文書を削除・消去するよう訂正請求をしている。原処分と、理由説明書に、金融庁は文書を送ったのか、送っていないのか記載がない。

金融庁は、金総第9768号 日付：平成29年1月5日の決定に基づき開示した「行政文書名 平成28年7月21日付 平成28年6月22日付行政文書開示請求書取下げに係る事務連絡文書」を、送ってきていない。

(中略)

私は、「金融庁は、送ってきていない文書をねつ造している」と申し立てている。

送ってきていない文書の記載が、個人情報の事実に該当するかどうかではなく、文書を送ってきた「事実」が存在しない。金融庁が送付していない文書（取下書）を、私は受け取っていない。

「平成28年6月22日付行政文書開示請求書」を平成28年10月21日付で返送してきた際に初めて取下書と称する文書のねつ造を知った。金融庁が送付していない文書（取下書）を確認できない間に、不作為の審査請求書を、送ってきてない取下書を基に却下している。開示した文書を確認しても、文書を送っていてない事実に変わりがない。

「金融庁が文書を送付したのかどうか」が重要な事件の核心に当たる。理由説明書には、金融庁は文書を送付したのかどうかの記載がない。文書の偽造・ねつ造は犯罪である。行政庁は、事実のねつ造を訂正する義務がある。

文書を送ってきた「事実」が存在しないので、文書を削除・消去するように申し立てている。

(中略)

本事件は、「平成28年6月22日付行政文書開示請求書」に対して決定をせずに、4か月後に開示請求書を返送して、不正の隠蔽のために3か月前の平成28年7月21日付「送ってきていない取下書と称する文書」を送ったと事実をねつ造したことが明白である。過去に遡り文書をねつ造するために、予め金融庁から送付した文書の一覧を記載した文書を同封していない組織的・計画的な犯罪である。

金融庁は、「平成28年7月21日付 平成28年6月22日付行政文書開示請求書取下げに係る事務連絡文書」を送ってきた「事実」がないことを認めて、文書を削除・消去するように申し立てます。

(中略)

送ってきていない文書をねつ造して「請求内容を拝見し担当課に確認したところ、いずれも請求内容に関する文書は当庁において作成・保存していない」と返答したと、嘘をついている。

事実をねつ造して、ねつ造した文書で、更に「保有している文書」を「作成・保存していない」と嘘をついている。

金融庁が過去に遡り事実をねつ造して、ねつ造した文書で嘘をついていることを説明することは、とても難しい。現在特定年齢の私には、多大な負担がかかっている。

(中略)

平成28年6月22日付行政文書開示請求書で開示請求した文書を、4か月間情報を開示できなくした。手続きをできなくしている。

開示請求から4か月後に、3か月前に「送ってきていない取下書と称する文書」をねつ造する犯罪は、国民には防ぐ方法がない。

金融庁が、嘘について補正を命じてくることを防ぐ方法がない。

「平成28年6月22日付 行政文書開示請求書」で開示請求をした「公益通報者保護法に基づく、労働者以外の方からの公益通報の手続きの開示」他、計10件を開示できなくした。

「平成28年6月22日付 行政文書開示請求書」に対して4か月間決定がないため、「平成28年6月22日付 行政文書開示請求書」と同じ内容で、「平成28年10月19日付 行政文書開示請求書」で開示請求をしなければならなかった。

(中略)

金融庁は、「平成28年7月21日付 平成28年6月22日付行政文書開示請求書取下げに係る事務連絡文書」と称する文書をねつ造して、「平成28年6月22日付 行政文書開示請求書」で開示請求をした文書の開示をできなくした。

送ってきていない文書をねつ造したことは、明白である。

(中略)

「金融庁が送ってきていない文書」を確認・消去するために、「金融庁が送ってきていない文書」を金融庁に対して開示請求をしなければならない。

開示の実施のあった文書に対して、金融庁に対して訂正請求書で文書の削除・消去を請求して、訂正しないとの決定に対して、金融庁に対して審査請求書を送る必要がある。

不正の当事者（金融庁）に対して、「金融庁が送ってきていない文書」を開示請求をしなければならない。

不正の当事者（金融庁）に対して、開示請求のあった文書に対して、訂正請求書で文書の削除・消去を請求しなければならない。

「金融庁が送ってきていない文書」を国民が開示請求しなければならない時点で明らかに手続きがおかしい。

問い合わせに対して「金融庁が送ってきていない」と事実のねつ造を認めて、文書の削除・消去をしなければならないのに、明らかに手続きがおかしい。

文書の偽造・ねつ造・改ざんに対する手続きがない。訂正請求と利用停止請求しかできない。

不正の当事者に対して請求をしなければならない状況は、行政と法に重大かつ明確な瑕疵がある。

請求に対して隠蔽工作と証拠隠滅を行えるようになっている。

不正の当事者（金融庁）に対して、文書を開示請求をして、開示の決定のあった文書の偽造・ねつ造・改ざんを訂正請求しなければならない現行法は、明らかに手続きがおかしい。

送ってきていない文書の記載が、個人情報の事実に該当するかどうかは関係がなく、文書の存在が事実ではない。行政庁には訂正義務がある。

開示の実施があった文書の記載を確認しても、文書を送ってきていない事実に変更はない。

金融庁の不正は、不正の当事者が、不正を隠蔽する立場を兼ねる。

不正の当事者が、不正を隠蔽する立場になることで不正の隠蔽のための体制を構築している。

情報公開・個人情報保護室長と訟務室長と同じ職員が兼ねて自作自演の不正を繰り返している。

不正の当事者（金融庁）に対して、審査請求書を送付しなければならない。

金融庁は、訂正しない決定に対する審査請求書を1年以上諮詢していない。

訂正請求があった事実と、訂正をしなかった事実を隠蔽している。

文書の偽造・ねつ造・改ざんに対して、罰則が制定されていない。

行政庁による文書の偽造・ねつ造・改ざんに対して、国民に請求権がないようになっている。

文書の偽造・ねつ造・改ざんは犯罪である。

行政庁と官吏は法令等遵守義務がある。

行政の保有している情報は、国民の共有の財産である。嘘の情報を保有することは認められない。

行政庁による事実のねつ造、情報の偽造・改ざんに対して、国民は訂正を請求する権利を有している。

非違行為の通報や犯罪行為の告発に、書式は存在しない。行政庁は、訂正義務がある。

信義誠実の原則に反している。禁反言の法理・原則に反している。金融庁の不適法な犯罪行為が正当化されることはない。

文書を送ってきていない「事実」に基づき、金融庁が、ねつ造した文書を削除・消去するように申し立てます。

(後略)

第3 質問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成29年3月14日付け保有個人情報訂正請求（同月15日受付。以下「本件訂正請求」という。）に関し、処分庁が、法30条2項に基づき、同月29日付け金総第2215号において本件訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定（原処分）をしたところ、これに対し審査請求があつたが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件訂正請求について

(1) 本件訂正請求に係る保有個人情報について

本件訂正請求は、審査請求人が平成29年1月5日付け金総第9768号により開示決定を受けた、「平成28年7月21日付 平成28年6月22日付行政文書開示請求書取下げに係る事務連絡文書」（本件文書）に記載された保有個人情報の全部（本件対象保有個人情報）について訂正を求めるものである。

(2) 本件訂正請求の趣旨及び理由

本件訂正請求は、要するに、審査請求人宛ての本件文書が実際には審査請求人に送付されていないとして、本件文書の記載内容を全文削除するよう求めるものである。

2 原処分について

(1) 処分庁は、本件対象保有個人情報を訂正しない旨の決定を行った。

(2) 処分庁が上記(1)のとおり決定した理由は概ね次のとおりである。

ア 本件対象保有個人情報の利用目的は、情報公開・個人情報保護室において受け付けた行政文書・保有個人情報開示請求書等を公文書管理

法に定める保存期限まで保管するためである。

イ 本件文書は、請求者から提出された保有個人情報開示請求書と当該請求書の返送に係る事務連絡文書の写しを当庁において保管しているものにすぎず、これらに記録されている請求者に係る個人情報は、何ら変更されていないため、法29条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当せず、訂正義務があるとは認められない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、本件訂正請求のとおりに訂正するよう申し立てている。

4 原処分の妥当性について

(1) 訂正請求対象情報該当性

本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。

もっとも、本件文書は、審査請求人から寄せられた平成28年6月22日付け行政文書開示請求に対して、同開示請求に係る文書の存在が認められなかったことから、その旨を審査請求人に情報提供するとともに、同人に対して取下げの意思確認を行うために作成された文書であるが、この記載内容は、情報公開事務担当者が、上記開示請求について審査請求人に取下げ意思の有無を確認する必要があると判断した内容に係る記述であり、訂正の対象となる本人に係る保有個人情報の「事実」とはいえない（平成22年度（行個）答申第128号参照）。

したがって、本件対象保有個人情報は、上記担当者の「評価・判断」に係る記述であり、法27条1項の訂正の対象となる「事実」に該当しないものと認められる。

(2) 小括

よって、本件訂正請求に係る保有個人情報については、法29条の「保有個人情報を訂正しなければならない」場合に該当するとは認められない。

5 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年7月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月9日 | 審査請求人から意見書を收受 |

- ④ 平成31年1月31日 審議
- ⑤ 同年3月7日 審議
- ⑥ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が平成29年1月5日付け金総第9768号の開示決定に基づき開示を受けた本件対象保有個人情報について、別紙のとおりの訂正を求めるものであり、処分庁は、法29条の当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙のとおりの訂正をするよう求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

- (1) 訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されている。
- (2) 本件対象保有個人情報は、法に基づく保有個人情報開示請求により、処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。

3 訂正の要否について

- (1) 訂正請求の請求人は、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要があり、請求人から明確かつ具体的な提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。
- (2) 当審査会において、諮問庁から本件文書の提示を受けて確認したところ、本件文書は、処分庁において審査請求人宛てに作成した文書であることが認められる。
- (3) 審査請求人は、審査請求人に対して本件文書が送付された事実はなく、ねつ造・改ざんされたものであるとして、本件文書に記録された本件対象保有個人情報の消去を請求する旨主張する。
- (4) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件文書の送付の事実関係について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

本件文書は、審査請求人に対して、別の文書と併せて簡易書留で平成28年7月22日に送付し、その後、返戻されていないことから、審査

請求人に送付されたものと考えられる。

(5) そこで検討すると、審査請求人の主張と諮問庁の上記（4）の説明内容は、双方の言い分が食い違っており、他に主張を裏付ける確たる証拠資料のない本件においては、本件文書に記載された本件対象保有個人情報が事実と異なると断ることはできず、本件対象保有個人情報について、法29条の規定に基づく訂正義務があるとはいえない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 山名 学、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子

別紙（保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由）

訂正請求の趣旨及び理由

趣旨

「平成28年6月22日付行政文書開示請求書」を4ヶ月間無視して、送ってきていない「平成28年6月22日付行政文書開示請求書取下げに係る事務連絡文書」を送ったとねつ造して、開示請求書を返送してきた。平成28年10月21日付の返送で取下書をねつ造していることを初めて知った。事実確認に応じないので、文書の消去を請求している。

「過去に遡り」ねつ造・改ざんした文書であることが明白であるため消去を請求する。

過去に遡り、記録の改ざんを行うことは違法である。

理由

行政行為に明確な瑕疵がある。記録のねつ造と改ざんが明白であるため文書の削除・消去を請求する。

訂正権は、文書のねつ造・改ざんを訂正するものではない。

送ってきていない文書を、送ったと嘘をつくことは認められない。

開示請求に対して30日以内に決定しないために、手続きできないようにした。

不正を隠蔽するために、送ってきてない取下書をねつ造している。

根拠は、行政庁としての対応に明確な瑕疵がある。送ってきていない「平成28年7月21日付 取下書」は、私が「金融庁は取下書を送ってきていない。受け取っていない」と、問合せをした時点で、直ちに「平成28年7月21日付 取下書」を送ってくる必要がある。

開示請求するまで、送ってこなかった。事実確認に応じなかった。

平成28年10月21日付の返送より前に、「平成28年6月22日付 行政文書開示請求書」に関する記載のある文書は一切送ってきていない。

平成28年10月21日付の返送の際、「平成28年7月21日付 平成28年6月22日付行政文書開示請求書取下げに係る事務連絡文書」で「作成・保存していない」と返答したと嘘をついている。

(中略)

そもそも「平成28年6月22日付 行政文書開示請求書」に措置の通知がないと不作為の審査請求をしている。措置の通知がないと、問い合わせをした時点で、直ちに「平成28年7月21日付 取下書」を送ってきて、確認する必要がある。

不作為の審査請求書を無視するので、「平成28年6月22日付 行政文書開示請求書」に措置の通知がないと、問い合わせていたが無視をした。返答が

なかった。

金融庁は「平成28年6月22日付 行政文書開示請求書」に対する、問い合わせに対して、私に回答と返答をしていない。私に確認をしていない。

『不作為の審査請求書を送っている。平成28年7月21日付で「平成28年6月22日付行政文書開示請求書取下げに係る事務連絡文書」を送っているが「取下書に対する返答がないがどうしますか?」と、私に対して回答と返答する必要がある。』

行政行為に明確な瑕疵があり、金融庁は、「平成28年7月21日付 平成28年6月22日付行政文書開示請求書取下げに係る事務連絡文書」を送ってきていないとの、私の申し立てに対して反論することは認められない。

(後略)